

令和5年度 保育所等整備事業者夏季募集要項（増築）

認可保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）の増築を希望する整備事業者の募集を行います。

1 保育所等の整備の方針

(1) 認可保育所（保育所型認定こども園を含む）

札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「条例」という。）及び札幌市私立保育所設置認可等要綱（平成13年保健福祉局長決裁。以下「認可要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす施設について、認可要綱第3条の基本方針により整備決定を行うものとする。

(2) 幼保連携型認定こども園

（以下、幼保連携型認定こども園の整備に関する記載において、「条例」及び「認可要綱」とある場合、それぞれ札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例（平成26年条例第50号。）及び札幌市私立幼保連携型認定こども園設置等認可要綱（平成27年子ども未来局長決裁。）と読み替える。）

条例及び認可要綱に定める設備・運営基準を満たす施設について、認可要綱第3条の基本方針により整備決定を行うものとする。

2 募集内容・件数

就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、既存保育所等の園舎の増築を行う事業者を募集する。

(1) 対象施設・保育定員の増員について

ア 対象施設は、下記(ア)及び(イ)の両方に該当する施設とする。

(ア) 当該施設への入所希望中の児童が継続して存在していること。

（児童数の集計等については、10に記載する担当まで確認すること。）

(イ) 令和4年度の年平均入所率が100%を超過していること。

（認定こども園では保育定員部分のみで判定する。）

イ 保育定員の増員については原則10人以上とし、上記ア(ア)の入所希望中の児童数を上回らないこと（整備後の入所見込み等を踏まえ、適切な定員設定となるよう留意すること）。

(2) 募集件数は、予算の範囲内で決定するものとする。

(3) 以下の3から7及び9に掲げる条件・要件を満たすこと。

(4) 施設整備後は令和6年4月1日までに供用開始すること。

(5) 対象は自己所有の園舎の増築のみとする。なお、園舎用地を貸借し園舎を自己所有している場合、増築について土地所有者の合意を得ていること。

(6) 増築部分は既存園舎と接続し、同一の園舎として施設運営が行えること。

注意事項（必ずお読みください）

- 1 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めること。
- 2 就学前教育・保育施設整備交付金の対象事業とならなかった場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負わないので、この点について、あらかじめ了承のうえ、保育所等整備計画書を提出すること。
- 3 本募集要項及び関連資料については、令和5年5月現在の法令を踏まえて作成している。
- 4 提出された書類は返却しない。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となる。
- 5 建設市況によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、供用開始に遅れが生じないよう、資材の供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めること。
- 6 国庫補助を受けて整備した既存園舎を「財産処分承認期間（“4 補助条件”参照）」経過前に処分する場合は、別途財産処分承認申請の手続きが必要となるため、事前に相談すること。
- 7 事前協議書類を札幌市に提出する前に、整備予定地の周辺（最低限、敷地境界から概ね 30m 以内）に居住する住民や町内会会長などに対して、整備予定の建物の規模・構造、定員、工事工程、保護者による園児送迎の駐車場所の確保状況などを示した資料の配布を行うこと。
 - ・「札幌市が行う保育所等整備の公募に応募する予定」であることを明示すること。
 - ・資料配布を行う範囲を予め町内会会長に説明して、適宜相談すること。
 - ・配布資料には事業者の連絡先を明記して、要請があった場合は適宜訪問等により丁寧に説明すること。
- 8 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。
- 9 整備にあたっては、既存園舎での事業運営に支障が生じないよう十分に配慮すること。
- 10 保育定員の増員にあたっては、別途利用定員の変更等に係る特定教育・保育施設確認変更申請を行うこと。
- 11 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとする。

<参考 内閣府の子ども・子育て支援新制度のHP >

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

3 申込資格

現に札幌市内で児童福祉法又は認定こども園法の規定による認可を受けた保育所等を設置・運営している法人であること。

4 補助条件

以下の(1)～(4)の全てを満たすこと。

(1) 既存園舎の建物の建築経過年数が、以下のとおり、財産処分制限期間の概ね 1/2 を経過していないこと（令和5年1月1日現在）。

- ・木造施設の場合は、建築経過年数が 11 年以下
- ・鉄骨造施設で、

鉄骨の厚さが 3mm 以下の場合、建築経過年数が 9 年以下

鉄骨の厚さが 3mm を超えて 4mm 以下の場合、建築経過年数が 13 年以下

鉄骨の厚さが 4mm 超の場合は、建築経過年数が 17 年以下

・ブロック造の場合は、建築経過年数が 19 年以下

・鉄筋コンクリート造の場合は、建築経過年数が 23 年以下

(2) 過去の監査指導結果について、以下のいずれかに該当すること。

ア 過去に文書指導事項（重大）又は行政処分（以下「文書指導事項等」という。）がない。

イ 過去に文書指導事項等があるが、札幌市子ども未来局支援制度担当部長が、札幌市保健福祉局監査指導室長から意見を聴取した上で、当該文書指導事項等が著しく改善が図られているものと判断する場合。

(3) 仮設施設について、以下のいずれかに該当すること。

ア 整備の実施に当たり、仮設園舎を必要としない。

イ 整備の実施に当たり、仮設園舎を必要とするが、仮設用地等の確保もしくは確保の見込み（仮設用地に関する合意書及び契約書案を事前協議書類として提出可能）がある。

(4) 現状に比べて保育環境が低下しないこと。

1 「財産処分制限期間」とは建物の構造に応じ、それぞれ以下のとおりです（令和 5 年 1 月 1 日現在）。

① 木造施設

22 年

② 鉄骨造施設

① 鉄骨の厚さが 3mm 以下のものは 19 年

② 鉄骨の厚さが 3mm を超え 4mm 以下のものは 27 年

③ 鉄骨の厚さが 4mm を超えるものは 34 年

③ ブロック造施設

38 年

④ 鉄筋コンクリート造施設

47 年

5 申込書類

指定する期日までに「保育所等整備計画書(増築)」及び「保育所等整備に係る事前協議書」(必要な添付書類を含む)を提出すること。提出方法については、郵送又は持参によること。

なお、提出期限後は理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。

【期限厳守（必着）】

(1) 保育所等整備計画書

提出期限：令和 5 年 6 月 19 日（月）17 時必着

(2) 保育所等整備に係る事前協議書及び必要添付書類一式

提出期限：令和 5 年 6 月 26 日（月）17 時必着

事前協議書及び必要添付書類一式が整っていないものは受理しない。また、上記(1)の整備計画書を期限内に提出した場合に限り、提出することができる。

6 保育所等整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

事業者による整備計画については、上記5により提出のあった事前協議書及びそれに関する添付書類を基に、条例及び認可要綱に定める基準並びに「保育所整備の共通審査基準」又は「幼保連携型認定こども園の個別審査基準」中の審査項目との適合性について、適と判断された整備計画を採択する。

ただし、計画予算を超える応募があった場合など選定が必要な場合は、下記の順により選定する。

- (1) 2(1)ア(ア)の入所希望児童数が多い順に選定する。
- (2) (1)が同数の場合は、増加保育定員が多い順に選定する。
- (3) (1)、(2)が同数の場合は、令和4年度の年平均入所率が高い順に選定する。

7 運営内容、構造等

(1) 園の運営内容

受入区分、開所日、開所時間、延長保育（時間外保育）及び一時預かり事業の実施については、原則、現状の運営内容から変更しないこと。

(2) 構造及び設備

建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところに従うほか、条例及び認可要綱の基準に適合する施設とする。

（⇒詳細については、資料集「札幌市認可保育所の施設の整備について（令和5年度版）」、「札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例」、「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を定める条例」、「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について（令和5年度版）」を参照）

(3) シックハウス対策

工事のしゅん後に揮発性有機化合物6種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施した上で、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出することを補助金交付条件の一つとする。

また、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ることとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。

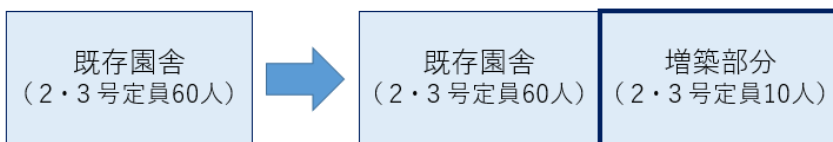
※ 揮発性有機化合物6物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。

（⇒詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照）

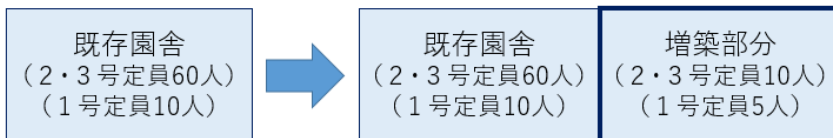
(4) 増築部分の使用方法について

整備した増築部分の園舎について、増加する保育定員に対応する保育室以外の用途で使用する場合は、補助整備の対象外又は按分での補助となることがあるため、5に定める整備計画書の提出期限前に、10に記載する担当部署に整備の概要について事前相談を行うこと。

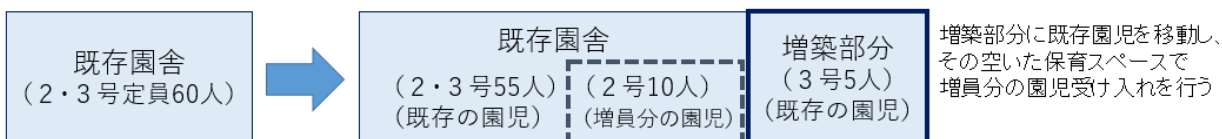
＜例1：増築部分と保育定員増員が同一＞



＜例2：増築部分で保育定員以外を保育＞ ※事前相談必須



＜例3：増築部分で既存の園児を保育＞ ※事前相談必須

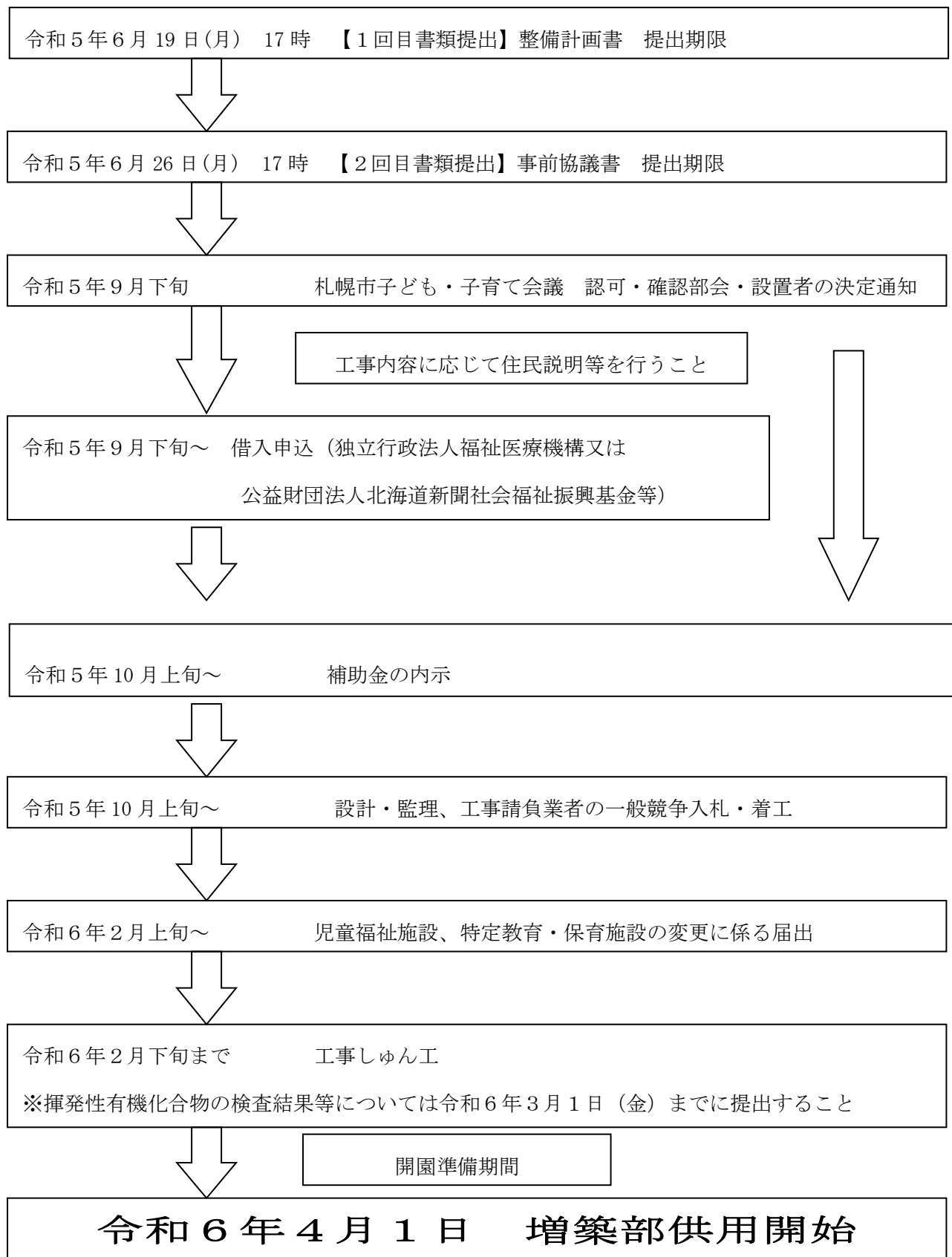


(5) 環境に配慮した施設整備

「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン（平成21年10月20日子ども未来局長決裁）に基づき、可能な限り環境に配慮した設備や技術を取り入れること。
（⇒詳細については、「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン」を参照）

8 保育所等増築整備のスケジュール（予定であり、変更の可能性あり）

令和6年2月下旬までに整備を完了させ、令和6年4月までに増築部分の供用を開始すること。
なお、整備の進行状況によって、供用開始を早めることは可能。



※ 補助金の内示時期は、国のスケジュールによって変更となる場合があります。

9 財政的な支援・委託費（保育所運営費）の弾力運用について

保育所等増築整備事業	
補助金	<p>以下の補助金については、国庫補助事業（就学前教育・保育施設整備交付金）の採択を前提として、交付を行うものであり、国庫補助事業が採択されない場合は、事業化されないので留意すること。</p> <p>就学前教育・保育施設整備交付金を活用した増築整備事業</p> <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理業者及び工事施工業者の選定は札幌市の入札規程に準じて行い、一般競争入札により行うこと。 ・地域型保育事業の連携施設（保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿）となることに努めること。 <p>※「連携施設となることに努めること。」とは、地域型保育事業所の事業者から連携施設の相談・依頼があった際は、既に他の地域型保育事業所の連携施設となっていたり、設備や従事者数等の理由で保育所等が適正に運営できなくなるなど特段の事業がない限りは連携施設となることを承諾するものであること。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体工事費等 <p>施設の整備に必要な工事請負費（設備整備費を含む。）、工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費。</p> <p>なお、7(4)のとおり、増築部分の使用方法によっては、定員又は面積等による按分で本体工事費等を算出する。</p> <p>【補助額】</p> <p>定員 60 人の保育所から定員 70 人の保育所に増築した場合で、最大約 20,700 千円。</p> <p>ただし、予算の範囲内で補助額を決定する。</p> <p>※ 上記補助額は「令和 5 年度就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（案）」に基づく試算額。</p> <p>※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の 3/4 が上限）。</p>
借入金	<p>○独立行政法人福祉医療機構又は公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金を利用する場合</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構 法人 ・北海道新聞社会福祉振興基金 社会福祉法人など <p>【利子補助】</p> <p>建物整備に係る利息のうち、利率 4.0%の範囲内で補助（原則、社会福祉法人に限る）</p> <p>※ 保証人不要制度に係る利子加算相当分は、補助対象外</p> <p>※ 土地取得資金に係る借入金に対する利子については、補助対象外</p> <p>○民間金融機関等からの借入れも可能であるが、元金及び利息の支払いに関しては一切補助を行わない。</p> <p>○なお、借入金に関する事務手続きによる、工事着手の遅延は一切認めない。</p> <p>事前に借入先との事前調整を行い、工事契約等に備えること。</p>
委託費の弾力運用	<p>【認可保育所の弾力運用による借入金返済】</p> <p>一定の要件を満たす場合に、以下の金額の範囲内で弾力運用による借入金の返済が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該会計年度内に償還に充当することができるのは、処遇改善等加算の基礎分に相当する額が上限 ・運営に支障の無い範囲で要件を満たした場合、委託費の 3 か月分に相当する額の範囲内（処遇改善等加算の基礎分を含む） <p>※ 民間金融機関から借入を行うなど利子補助の対象とならない場合は、元金のほかに利子の返済も考慮すること。</p> <p>(⇒詳細については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」を参照)</p>

10 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 施設整備担当係
電話 011-211-2346 FAX 011-231-6221

11 添付資料

- (1) 保育所整備の共通審査基準
- (2) 幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準